



## 【coffee break】 2018.11.08

定款認証の際に「実質的支配者」の申告が必要  
(平成 30 年 11 月 30 日施行)

株式会社等を設立する際に公証役場で定款認証をして頂きますが、その際、今般の改正により法人の「実質的支配者」を申告する事になりました。この制度の趣旨は、暴力団員及び国際テロリストの法人の不正使用を抑止するためです。

### ◆申告が必要な法人は？

株式会社、一般社団法人、一般財団法人の定款認証の際に申告が必要です。

### ◆実質的支配者とは？

法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある自然人です。株式会社の具体例は下記のとおりです。

- (1) 議決権の直接保有及び間接保有が50%を超える自然人
- (2) 上記1がない場合は、25%を超える自然人
- (3) 上記1及び2がない場合は、出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有する自然人
- (4) 上記1乃至3がない場合は、設立する会社の代表取締役

### ◆申告をする内容は？

実際に公証役場に提出する申告書はこちらです。

[http://www.koshonin.gr.jp/pdf/teikan\\_shinkoku\\_kaisha.pdf](http://www.koshonin.gr.jp/pdf/teikan_shinkoku_kaisha.pdf)

実質的支配者の「住居」「氏名」「生年月日」「国籍」「暴力団員等に該当するか否か」等を申告します。また、本人特定事項等の資料として「運転免許証等の写し」も添付します。

◆誰が申告をするか？

定款認証を公証人をお願いする「囑託人」が行います。囑託人は、設立手続きをご本人様が行う場合は「発起人」となりますが、発起人から委任を受けた場合は、我々「司法書士」が申告をします。

今後、定款認証の委任を我々が受けた場合は、お客様に「実質的支配者はどなたですか？」「その方の免許証コピーを頂けますでしょうか？」「(失礼ですが) 暴力団員ではないですよ？」という確認をさせて頂くこととなります。また、申告書及び添付書類の提出をしないと認証手続きが進みませんので、定款ドラフトを公証人に事前提示するタイミングで済ませておくのがベストです。

◆想定される困難な事例

今後は、実質的支配者の身分証明書の写しの入手に時間を要するケースが少々懸念されます。例えば海外の方が資本金の原資を発起人に融資している場合。また、未成年の子や孫を発起人にするケースの実質的スポンサーも同様です。なお、実質的支配者に該当する「自然人」には、「上場企業等及びその子会社」もみなされます。発起人を別法人にして連結から外れるケースでも、実質的支配者であることの申告が必要になることもありそうです。

以上です。

施行日は「11/30 (金)」ですが、法務省オンラインシステムの様式変更もあり、従前の認証手続きをご希望の場合は「11/22 (木)」までに済ませることをお勧めします。実務運用開始から新たな論点も発見されると思いますので、日々情報を収集し、適宜ご案内申し上げます。

今後とも宜しくお願い申し上げます。

◆ご参考

日本公証人連合会でのお知らせ

[http://www.koshonin.gr.jp/business/b07\\_4#newteikan](http://www.koshonin.gr.jp/business/b07_4#newteikan)

パンフレット

[http://www.koshonin.gr.jp/pdf/teikan\\_pamphlet.pdf](http://www.koshonin.gr.jp/pdf/teikan_pamphlet.pdf)

チラシ

[http://www.koshonin.gr.jp/pdf/teikan\\_flyer.pdf](http://www.koshonin.gr.jp/pdf/teikan_flyer.pdf)